



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社リョーサン
 代表者名 代表取締役 社長執行役員
 稲葉 和彦
 (コード番号：8140 東証プライム)
 問合せ先 企画本部長 高橋 則彦
 (TEL：03-3862-3816)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において2022年6月24日開催予定の第66回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供措置の導入に伴い、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみ</p>	<p><削除></p>

<p><u>なすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 現行定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 17 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 24 日

以 上